

公共的な知的資産の総デジタル化を進め、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み(デジタルアーカイブ)の構築による知の地域づくりに向けて、博物館・美術館(Museum)、図書館(Library)、公文書館(Archives)を中心として関係者が広く集まり、デジタル情報資源の流通促進に係る課題の整理を行い、デジタルアーカイブ間の相互連携を図ることを目的として研究会を開催。

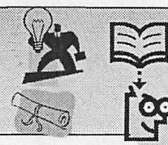
デジタルアーカイブとは

何らかの方針に基づき、デジタルコンテンツを選択、収集、組織化、蓄積し、長期にわたって保存するとともに利用に供するシステム又はサービス。



知のデジタルアーカイブとは

人間・コミュニティの知的活動を支えるためのデジタルアーカイブ。デジタル・ネットワーク社会の知識インフラ。



知のデジタルアーカイブ実現に向けて

1. アクセス環境を整えるには

- ▶ ネット上での適切な検索・ナビゲーションが行われなければならない。
- ▶ 利用者の特性に応じたコンテンツ選択、ブラウザ選択、表示形式選択が必要。
- ▶ コンテンツ、メタデータに関する適切な権利管理を行わなければならない。

2. デジタルコンテンツを豊富に整えるには

- ▶ 多様なMLA機関、特に中小規模館がデジタルアーカイブを開発するための共通基盤(共通に使えるデータベース、コンテンツ蓄積ツールといったシステム要素から、ノウハウ集、ガイドラインといったソフト要素まで含む。)の整備が必要。
- ▶ デジタルアーカイブ間の相互運用性を高めることにより、サービスの多様性・コンテンツの利用性を高めることで豊富化へつなげる。
- ▶ コンテンツの利活用が社会にとって有益だという実証を進める。このため、第三者との連携を含めた、研究利用・産業振興・教育利用等に資するような利活用実現が必要。

3. デジタルアーカイブの有機的な連携を可能にするには

- ▶ メタデータの相互運用性を高めることが必須。ただし、相互運用を高めるためにMLAそれぞれの独自性を犠牲にすることは避けなければならない。
- ▶ Webに適した標準を利用して、APIを公開。NDLサーチなど各種ポータルサイトなど、第三者によるサービスの実現を促進。

4. ネットワーク上の知識基盤としての包括性、拡張性をもつためには

- ▶ 非デジタル資料を含むメタデータのネット上での公開、流通を進めることが重要。特に、中小規模館では、メタデータの電子化が進んでいない、ネットワーク上の公開に至る技術的基盤がない、個人の能力に頼っているため長期のサービスに不安があるといった問題を持っているので、こうした課題を解決しなければならない。
- ▶ さまざまなデジタル情報資源(たとえば、科学技術分野や社会科学分野のデータベース、電子出版物、電子公文書など)に関しても、連携的利用、長期利用の問題を一緒に議論する必要。

「知のデジタルアーカイブに関する研究会」提言(案) 概要②

デジタルアーカイブ推進アクションプラン

1. 大規模からデジタル化へ。知的資産の公開

- ▶ 中小規模館のMLA機関も、地域のかげがえのない知的資産を有効活用することの社会的責任がある。社会の知識インフラ拡充に向けて、所蔵資料のデジタル化、所蔵情報のデータベース化を進め、ネット上で公開することが強く求められる。これら取組の円滑な推進のため、「デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン」(総務省)の活用を推奨するとともに、ガイドラインの周知・普及、充実を図る。さらに、デジタルアーカイブの促進のため、以下の取組の着実な推進を提言する。

2. 人的基盤の構築

(1) デジタルアーカイブ支援ネットワーク(DA-SNS)の設立

- ▶ 技術・知識・ノウハウ等を収集・蓄積、MLA間で共有・継承、デジタルアーカイブ構築・運営にあたっての相談窓口機能、都道府県レベル担当者への研修、地域の文化財とその情報のネットワーク上への提供等の役割を担うデジタルアーカイブ支援ネットワーク(Digital Archive Support Network System; DA-SNS) (仮称)を設立。

(2) 理解あるリーダーの獲得

- ▶ 継続的なデジタルアーカイブ推進のためには、自治体の首長・各館の館長等、リーダーシップが求められる。その理解を得るために、グッドプラクティスの収集・蓄積を進めるとともに、デジタルアーカイブのコンテンツの教育学習や地域振興への活用等、デジタルアーカイブの副次的効果を含めた知見を集め、デジタルアーカイブの有用性について強く発信。

(3) デジタルアーカイブ・スペシャリストの育成

- ▶ MLA機関のデジタルアーカイブの有機的連携やMLA以外のより広いコミュニティとの連携を進めるための、デジタルアーカイブをコーディネートする専門的人材の育成を推進する。これにより、デジタルアーカイブによる学術文化振興、産業育成、地域振興等利活用を進めるとともに、我が国のデジタル・ネットワーク社会の知識インフラの高度化を図る。

「知のデジタルアーカイブに関する研究会」提言(案) 概要③

デジタルアーカイブ推進アクションプラン(続き)

3. システム基盤の構築

(1) デジタルアーカイブ・クラウドの推進

➢ データ蓄積基盤をアウトソースすることは効率的である一方、サービス提供企業による困り込みの弊害を避ける必要がある。そのため、システム基盤、データ形式等の標準化を進めるとともに、デジタルアーカイブのクラウド化の推進について検討を進める。

(2) 文化遺産オンラインの推進

➢ 文化庁が運営する「文化遺産オンライン」をシステム基盤として利用し、デジタルアーカイブ構築の障壁を下げるとともに、地域が持つ知的資産のデジタル化・所蔵資料情報の公開・担当者のスキル・知識向上を図る。そのため文化遺産オンラインの利用促進、機能拡充(多言語対応等)を図る。

(3) 東日本大震災アーカイブの構築

➢ 複数の震災アーカイブがそれぞれの多様性を確保しながら、相互連携・横断的利用ができるように、領域横断的・地域横断的利用を可能とする技術開発を進める。東日本大震災に関する記録・記憶について、国内外を問わず、誰もがアクセス可能な一元的に保存・活用できる仕組みを構築し、広く国内外に情報を発信する。

(4) デジタルコンテンツの長期保存技術(ミレニアムユース技術)の開発

➢ 適切な管理がなされないまま放置されるデジタルデータは長持ちしないため、技術課題の解決に加え、管理運用面、コスト面等の課題を克服しつつ、デジタルアーカイブ化を進める。このため、保存のためのコンテンツ管理・リスク管理に関する技術の調査・開発を進めるとともに、ノウハウの共有を推進する。

4. コンテンツ流通基盤の構築

(1) 知的資産IDの導入

➢ メタデータの流通、インターネット上における任意のコンテンツの同定のためには識別子(ID)の普及が重要。組織の識別子を早急に確立し広く普及させるため、MLA機関に対して国際標準である「図書館及び関連組織のための国際識別子(ISIL; International Standard Identifier of Libraries)の識別子を付与するための取組を推進する。

(2) 語彙とスキーマの共有の推進(Meta Bridgeによる連携の推進)

➢ メタデータの流通性を高めるためには、メタデータの語彙の共有化やRDFを基礎とした表現で公開することが重要であり、メタデータスキーマレジストリ(Meta Bridge)の活用が有効。MLA関係者のコミュニティづくりとともに、MetaBridgeのUI、メタデータ相互変換機構等の機能面の拡張を進める。さらに、RDFの記述方法のガイドライン等利用を促進するための環境を整備する。あわせて、Linked Open Dataの取組の推進する。